

## 秋田県環境審議会地球温暖化対策部会 議事録

- 1 日 時：令和2年2月7日（金）10時00分～11時30分
- 2 場 所：秋田地方総合庁舎 603会議室
- 3 出席者：（委員）  
菅原勝康部会長、相場哲也委員、朝倉孝子委員、山口潔實委員、  
山本まゆみ委員、片野登会長  
（事務局）  
本田邦子温暖化対策課長、温暖化対策課職員、  
資源エネルギー産業課職員
- 4 議 事：報告事項
  - ① 2016年度の秋田県内の温室効果ガス排出量について
  - ② 温室効果ガス排出抑制等に関する施策について
  - ③ 秋田県地球温暖化対策推進条例に基づく計画書制度について
- 5 議 事 録：次のとおり

### 報告事項① 2016年度の秋田県の温室効果ガス排出量について

- |     |  |
|-----|--|
| 議 長 | それでは審議に入ります。<br>まずは、報告事項①「2016年度の秋田県の温室効果ガス排出量について」であります。事務局から説明をお願いします。               |
| 県   | （ 説明 ）   |
| 議 長 | ただいまの説明につきまして、御意見・御質問等ございませんか。   |
| 議 長 | 基本的には年々排出量は減っているということによろしいですか。   |
| 県   | 平成28年度は横ばいでしたが、近年の傾向としましては、平成24年度をピークに減少傾向にあります。                                       |
| 議 長 | 運輸部門は増加しているようですが。  |
| 県   | 自動車の台数自体は横ばい、若しくは減少傾向にありますが、ガソリンの消費量が増加していることによるものです。高齢化やライフスタイルの変化などが影響しているものと考えられます。 |

委員 表1について、温室効果ガスの排出量の構成比からすると少ないですが、代替フロン等4ガスの中で、ハイドロフルオロカーボン類が一貫して増加傾向にあります。この傾向は今後も続くのでしょうか。

また、森林吸収量についてですが、増減の傾向としてはどのようなものなのでしょうか。昨年と比べての増減はどうでしょうか。

県 ハイドロフルオロカーボン類の傾向に関しましては、環境省では今後も増加するだろうという見通しを示しております。ハイドロフルオロカーボン類はオゾン層を破壊しないための「代替フロン」ですので、今後も使用量は増加、若しくは横ばいの傾向だろうというのが環境省の見解です。

森林吸収量に関しましては、昨年度、平成27年度の森林吸収量は271万トンとなっております。今年度の森林吸収量が233万9千トンです。年度ごとに増減はありますが、傾向としましては減少傾向にあります。森林吸収量は森林が老化すると減少してくるものでして、戦後に植樹された森林が50年から60年経過しまして、森林自体が老化している状況です。環境省でも2013年度を基準にすると2030年頃には森林吸収量が半分くらいになるのではないかと見込んでおります。

委員 フロンに関しては、温室効果ガスの排出量の構成比で言うと1.9%となっていて、影響は軽微とのことですが、フロンは温暖化係数が二酸化炭素よりかなり高いと聞いております。温室効果ガスは減るに越したことは無いと思いますがどうでしょうか。

県 資料で示させていただいている温室効果ガスの排出量は温暖化係数を勘案してCO2換算した数値となっております。実際の排出量は温暖化係数で割り返した数値となります。代替フロンはエアコンや業務用の冷凍庫などで使用されているものですが、国では冷媒としてアンモニアや二酸化炭素などを使ったフロンに頼らない機器の開発、普及に取り組んでおります。

委員 先ほど、森林吸収量は減少傾向にあるとの話がありましたが、2030年度の目標達成に影響はないのでしょうか。

県 第2次秋田県地球温暖化対策推進計画では2030年度の森林吸収量を139万トンと見込んでおります。平成28年度の森林吸収量は233万9千トンですので、目標年度に見込んである森林吸収量まではまだ猶予があると考えております。

委員 東北電力の二酸化炭素排出係数について、減少傾向にあるとのことですが、2016年度以降の数値を教えてください。

県 資料では「2016年度：0.545」と示しておりますが、それ以降の数値は2017年が0.521で、2018年が0.522となっております。全国的には減少しておりますが、東北電力だけは増加しております。

委員 二酸化炭素以外の温室効果ガスの排出量は排出係数を勘案した数値となっているとのことですが、資料にその旨を記載してはどうでしょうか。

県 その旨を記載します。

議長 東北電力の二酸化炭素排出係数の減少傾向については、天然ガスの火力発電所や再生可能エネルギーの増加によるものでしょうか。

県 関西電力などでは原子力発電所が再稼働しているのでその影響があると考えられますが、東北電力では原子力発電所は再稼働しておりませんので、再生可能エネルギーの影響が大きいと考えられます。

### 報告事項② 地球温暖化対策に関する秋田県の主な施策について

議長 それでは次に、報告事項②「温室効果ガス排出抑制等に関する施策について」です。説明をお願いします。

( 説明 )

議長 ただいまの説明につきまして、御意見・御質問等ございませんか。

委員 1月31日のさきがけ新聞で大館市が民間の森林を行政で管理するという記事がありました。民間が管理できない森林を行政が管理するという取組は非常によいものだと考えましたが、資料の17ページにある「造林関係補助事業」というのは大館市の取組と関係があるものでしょうか。

県 森林整備課と林業木材産業課は本日出席いただけなかったため、後日確認してご連絡します。

※大館市の取組は国の「森林経営管理制度」に基づくものと判明

委員 資料2について、直接地球温暖化対策に関する事業と、間接的に地球温暖化対策に関する事業が混在していかかなものかと感じています。県が地球温暖化対策として取り組めることは限られていることは分かりますが、何でもかんでも地球温暖化対策とする必要はないのではないのでしょうか。

例えば、造林関係の事業は森林吸収量に資するものであるので分かりますが、治山事業や森林病虫害防除対策事業などは温暖化対策にどの程度意味があるものであるかわかりません。寄せ集めの印象を与えてしまうので、もう少し直接的な事業をピックアップした方がいいのではないのでしょうか。

他部局から「温暖化対策に資する事業」として出されてきた事業でも、温暖化対策に資するものであるかどうかを温暖化対策課が判断して整理する必要があると思います。

県 事業内容を判断して、資料を整理して参ります。

委員 「「環境の達人」地域派遣事業」についてですが、講師の派遣を依頼する方々はどのようなテーマが関心があるのでしょうか。

県 講師の派遣を依頼される方々に人気があるのは、楽しみながら地球温暖化に関して学べるものとなっております。講師の方の講義を座学で聞くというものもありますが、エコバッグを作る、エコキャンドルを作る、食品ロスを少なくする料理に取り組んでみるなどの体験型のものが人気があります。

委員 例えば、エコクッキングは廃棄物の減少という観点と食品ロスを減らすという観点があると思いますが、そのように様々な視点を重ね合わせて啓発を図るとよいと思います。

委員 食品ロスについてですが、「省エネルギー対策の推進」の「民生家庭部門」に分類されておりますけれども、併せて、「循環型社会の形成」にも記載すべきではないでしょうか。

県 そのように整理します。

委員 「あきエコどんどんプロジェクト」について、二酸化炭素の削減効果を「見える化した」とされております。どのような手法で見える化しているのでしょうか。

県 国で実施していたポイント制度がありますが、それを参考にしてアクションを起こしたときにどれくらい二酸化炭素の削減効果があるかを設定しております。例えば、レジ袋を辞退した場合は0.028kgの二酸化炭素の削減効果があると設定しております。様々な取組の積み重ねでどれくらい二酸化炭素の削減効果があったのかを参加者のスマホで確認できるようになっております。

委員 令和元年度の温暖化対策課の事業の中で「工場や事業所における省エネの促進」として、秋田市と横手市で「あきた省エネセミナー」を行っておりますが、県北での開催は考えていないのでしょうか。  
また、「あきた環境学習応援隊」についてですが、現在22団体が登録済みとのことですが、これらの内訳として企業が多いのでしょうか、若しくはNPO法人などが多いのでしょうか。

県 「あきた省エネセミナー」に関しましては、昨年度までは県内の1カ所で実施しておりました。今年度は県南、県央の2カ所で実施しましたが、令和2年度は県北でも実施する予定です。

「あきた環境学習応援隊」に関しましては、22団体のうち、NPO法人は4団体となっております。それ以外は企業が多いですが、任意団体も複数ございます。NPO法人の活動については講師派遣が多いですが、企業については施設見学の受け入れが多くなっております。講師派遣と施設見学の受け入れを両方やっている企業は2社となっております。

議長 先ほど委員からご意見のあった「温暖化対策に資する事業」の判断については、難しいところがあると思う。

委員 主目的が温暖化対策となっていれば理解しやすいですが、実際はそうではないことが多く、主目的が別になっていると違和感を感じてしまいます。

議長 主目的はともかく、取り組みを進めていって将来的に地球温暖化対策に資する事業であれば、それで問題ないという気もします。

### 報告事項③ 秋田県地球温暖化対策推進条例に基づく計画書制度について

議長 続きますは、報告事項③「計画書制度における温室効果ガス排出抑制計画書等の提出状況について」であります。県から説明を願います。

県 ( 説明 )

議長 ただいまの説明につきまして、御意見・御質問等ございませんか。

議長 目標値というのは県の方から「この程度にきなさい」というように指示するものでしょうか。

県 目標値については、期間も値も事業者が自主的に設定することとなっております。5年前に目標を設定した際に想定した生産量より実情の生産量が多くなったため目標を達成できなかったという事業者が多かったようです。

委員 5年間の計画が終了した後はどうするのでしょうか。

県 5年間の計画が終了した段階で、原油換算で1,500KL以上のエネルギーを使用している事業者については、引き続き計画を立ててもらうこととなります。今回は17事業者が終了しましたが、このうち16事業者は引き続き計画を立ててもらうことになっております。1事業者はエネルギーの使用量が原油換算で1,500KLに満たなくなりましたので、対象外となりました。

委員 平成30年度に計画期間が終了した事業者のうち目標を達成できなかった事業者が6事業者とのことで、その理由が生産量が想定よりも多かったためとのことですが、この目標値は絶対値なのでしょうか。原単位では評価していないのでしょうか。

県 県としては排出量を実績値として報告を受けておりますけれども、併せて、原単位についても報告を受けております。目標値を達成できなかった6事業者のうち、1社は原単位では減少していたものの生産量が多くなったため目標を達成できなかったという事業者もございました。

委員 両方で評価しているということでしょうか。

県 両方で評価しておりますが、公表する際には排出量で公表しております。

議長 この計画書制度は、資料2の「温暖化対策に関する秋田県の主な施策」の中ではどれに該当するのでしょうか。

県 「省エネルギー対策の推進」の「産業部門」の「我が社の省エネ診断・促進事業」が事業者向けの施策となっておりますので、こちらに該当します。

委員 特定事業者は142とのことですが、特定事業者の要件に該当しているのに特定事業者としてカウントされていない事業者はいないのでしょうか。

県 エネルギー消費量が1,500KL以上という特定事業者の要件は、法律に基づいて経済産業省への報告の義務のある事業者でもあります。そちらのリストでチェックしております。

委員 一般事業者は提出「できる」とのことですが、提出の実績はないということでしょうか。

県 当該事業は平成24年度から始まっておりますけれども、過去には2事業者から報告があったことがありましたが、現在は特定事業者からの報告のみとなっております。

委員 県が独自に特定事業者の定義を強化することによって、特定事業者が増えて、報告も増やすことができるかと思いますが、そのようなことは検討していないのでしょうか。

県 本条例を策定する際に、事業者に負担を掛けないようにという発想があったため国と同じ基準にすることによって、国に報告している数値を使えるように特定事業者の定義を定めております。一般事業者からも報告してもらえれば県全体としての数値がより詳しく分かることは間違いありませんが、事業者に対してどこまで負担を掛けてよいかを今後も検討していくことになると思います。

委員 運輸部門については特定事業者が二酸化炭素排出量に占める割合が2%しかありませんので、このような報告をもらっても運輸部門に関しては意味が薄いのではないのでしょうか。県全体の二酸化炭素排出量の20%が運輸部門ですが、特定事業者だけでは、そのうちの2%しか補足できませんので、もっと効果的な方策を検討した方がよいのではないのでしょうか。

県 運送事業者が運輸部門の特定事業者となっておりますけれども、県全体の二酸化炭素排出量の運輸部門には一般の方のマイカーなども含まれておりますので、エコドライブの普及などによって運輸部門からの二酸化炭素の排出抑制に取り組んでおります。

委員 一般の方々に関心を持ってもらうための取組もお願いします。

議長 ほかに、御意見・御質問等ございませんか。  
ないようですので、以上で、本日予定していました議事は終了します。